

長野県告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成29年5月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
須坂市大字米子字日向山1314の1（次の図に示す部分に限る。）、
字志げ入1315
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第295号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成29年5月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
中野市大字永江字斑山8156の700
- 2 保安林として指定された目的

長野県議会告示第2号

議会関係長野県個人情報保護条例施行規程（平成17年長野県議会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成29年5月30日から施行します。

平成29年5月29日

長野県議会議長 垣内基良

第10条を第12条とし、第3条から第9条までを2条ずつ繰り下げ、第2条第2項中「第3条第1項第10号」を「第3条第1項第11号」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（個人識別符号）

第2条 条例第2条第4号の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして議長が別に定める基準に適合するもの
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

公衆の保健

- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第296号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成29年5月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北安曇郡小谷村大字千国字沢下乙2648の14（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第297号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年5月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
伊那市高遠町長藤7188の5・7247の2（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

家庭生活			社会生活				資産・収入				要配慮個人情報							その他								
家族状況	婚姻	親族関係	職業・職歴	学業・学歴	資格・賞罰	成績・評価	趣味	資産状況	収入状況	納税状況	取引状況	人種	信条	社会的身分	病歴	心身の機能の障害	健康診断等の結果	医師等の指導・診療等	犯罪の経歴	刑事事件手続	少年の保護事件手続	犯罪被害の事実				

に、

個人情報取扱事務の委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
----------------	---

を

要配慮個人情報の収集の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等(名称:) <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護運営審議会の意見聴取
個人情報取扱事務の委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

に改め

る。

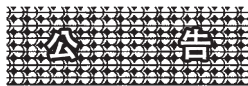
様式第2号中「(第3条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

様式第3号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

様式第4号中「(第9条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

様式第5号中「(第10条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

総務課



公告

県営横手・畔ノ上地区土地改良事業計画を定めましてので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成29年5月29日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営横手・畔ノ上地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年5月30日から6月26日まで

3 縦覧の場所

下高井郡山ノ内町役場

農地整備課

公告

平成29年5月23日、豊野町土地改良区の定款変更を認可しました。

平成29年5月29日

長野県知事 阿部守一

農地整備課